

2017年2月27日施行

(目的)

第1条 この規定は、この法人の会員がこの法人の運営および諸事業に対し有する権利および義務の詳細を明確にするために設ける。

(規定の変更)

第2条 この規定は、総会の議決によって変更することができる。

(役員の種類)

第3条 この法人の役員は定款第13条に定める理事および監事の他に、顧問および相談役を置くこととする。

(各種委員会)

第4条 この法人には次の委員会を置き、各委員長、副委員長および委員は役員外からも選出できるものとする。

- (1) 日本小児禁煙研究会雑誌編集委員会
- (2) 財務委員会
- (3) 年次学術集会委員会
- (4) 受動喫煙防止推進委員会
- (5) 教育・研修・セミナー委員会
- (6) 情報・広報委員会

(学術集会会長の選出)

第5条 年1回開催の学術集会会長は、役員以外からも選出できるものとする。